政　令

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項及び会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十四年度まで」に改める。

附則第十条中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の三の改正規定は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第二項の規定により令和八年四月一日以後発行される公債に係る収入であって令和七年度所属の歳入とされるものについては、この政令による改正前の予算決算及び会計令附則第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び」とあるのは、「及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（令和八年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」とする。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十一号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日は、令和八年五月二十二日とする。

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十二号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに同法第三十六条第六項、第三十八条第二項第五号イ（同法第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項、第九十五条第一項、第百三十一条及び附則第三条第七項、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章　経過措置（第七条）

附則

第一章　関係政令の整備

第一条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の一部改正）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「国に」を「同条各号に掲げる者が国に」に、「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」を「表のとおり」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

納付しなければならない者	金　額
一　法第四条第一項の許可を申請する者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　貯留事業を行う者　許可一件につき二十九万三千五百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、二十九万二千六百円） ロ　試掘を行う者　許可一件につき二十三万九千円（電子申請等による場合にあっては、二十三万八千百円）
二　法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新を申請する者	更新一件につき十一万千三百円（電子申請等による場合にあっては、十一万四百円）